

別 表 (第2条関係)

補助事業名	訪問介護人材等確保対策事業																		
補助事業の目的	訪問介護員の質の向上を図るため、訪問介護員の研修受講を支援し、訪問介護員の確保・定着を促進する。																		
補助事業の対象となる者	<p>県内で訪問介護事業所等を経営・管理する社会福祉法人等で、下記(1)～(4)の事業を行う者（(1)～(4)のいずれか1つでもよい。）</p> <p>(1) 初めて訪問介護業務に従事する訪問介護員（※）に対するOJT研修 ※ 当該訪問介護事業所等に入職後1年以内の訪問介護員 研修期間は6か月以内</p> <p>(2) 県内の訪問介護事業所等に勤務する訪問介護員（採用予定者含む）の介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、喀痰吸引等研修(第1号研修、第2号研修、第3号研修)、認知症介護指導者フォローアップ研修及び認知症介護基礎研修（以下、「実務者研修等」という。）に要する受講料の助成</p> <p>(3) 現任職員の実務者研修等（喀痰吸引等研修（第3号研修）を除く）への派遣にかかる代替職員の雇用（以下の要件により新たに雇用するものとする。） ア 補助事業者は、現任職員の実務者研修等への派遣につき研修計画を策定するものとする。 イ 補助要件等</p> <table border="1" data-bbox="555 927 1305 1568"> <tr> <td></td> <td>直接雇用</td> <td>派遣職員</td> </tr> <tr> <td>雇用期間</td> <td>1か月以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>派遣期間</td> <td>6か月以下</td> <td>6か月以下</td> </tr> <tr> <td>勤務時間</td> <td colspan="2">常勤労働者の3/8以上</td> </tr> <tr> <td>勤務場所</td> <td colspan="2">県内の訪問介護事業所等</td> </tr> <tr> <td>補助要件</td> <td colspan="2"> 代替職員の雇用期間中に開催される実務者研修等に現任職員を派遣した延べ日数が、代替職員の勤務日数の4分の1以上 実務者研修等に現任職員を派遣した延べ日数を、代替職員の派遣受け入れ日数の上限とする こと 次に掲げる要件のいずれかに該当すると県が認めた場合は、この限りでない。 ① 天災事変等のため現任職員を外部研修に派遣できなかった場合 ② 研修計画で現任職員を派遣する予定としていた実務者研修等が中止になり、かつ、代わりとなる実務者研修等に現任職員を派遣する余裕がなかった場合 </td> </tr> </table> <p>(4) 訪問介護事業所の経営改善支援事業 ① 経営改善の専門家の活用 ② 介護人材や利用者確保のための広報</p>		直接雇用	派遣職員	雇用期間	1か月以上		派遣期間	6か月以下	6か月以下	勤務時間	常勤労働者の3/8以上		勤務場所	県内の訪問介護事業所等		補助要件	代替職員の雇用期間中に開催される実務者研修等に現任職員を派遣した延べ日数が、代替職員の勤務日数の4分の1以上 実務者研修等に現任職員を派遣した延べ日数を、代替職員の派遣受け入れ日数の上限とする こと 次に掲げる要件のいずれかに該当すると県が認めた場合は、この限りでない。 ① 天災事変等のため現任職員を外部研修に派遣できなかった場合 ② 研修計画で現任職員を派遣する予定としていた実務者研修等が中止になり、かつ、代わりとなる実務者研修等に現任職員を派遣する余裕がなかった場合	
	直接雇用	派遣職員																	
雇用期間	1か月以上																		
派遣期間	6か月以下	6か月以下																	
勤務時間	常勤労働者の3/8以上																		
勤務場所	県内の訪問介護事業所等																		
補助要件	代替職員の雇用期間中に開催される実務者研修等に現任職員を派遣した延べ日数が、代替職員の勤務日数の4分の1以上 実務者研修等に現任職員を派遣した延べ日数を、代替職員の派遣受け入れ日数の上限とする こと 次に掲げる要件のいずれかに該当すると県が認めた場合は、この限りでない。 ① 天災事変等のため現任職員を外部研修に派遣できなかった場合 ② 研修計画で現任職員を派遣する予定としていた実務者研修等が中止になり、かつ、代わりとなる実務者研修等に現任職員を派遣する余裕がなかった場合																		

<p>補助事業の対象となる経費</p>	<p>下記(1)～(4)に掲げる経費</p> <p>(1) 初めて訪問介護業務に従事する訪問介護員に対して研修を行うために必要な人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、図書購入費）使用料及び賃借料</p> <p>(2) 県内の訪問介護事業所等に勤務する訪問介護員（採用予定者含む）の介護福祉士実務者研修等に要する受講料を助成する場合、受講料相当額</p> <p>(3) 介護福祉士試験の実務者研修等に係る代替職員の人件費（給与、諸手当、共済費。代替職員の人件費以外の経費に充てることはできないものとする。）人材派遣費</p> <p>(4) ①経営改善の専門家の活用に係る人件費（臨時職員の人件費以外の経費に充てることはできないものとする。）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料および賃借料 ②介護人材や利用者確保のための広報に係る人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料および賃借料</p>														
<p>補助率</p>	<p>(1)及び(2) 1/2 (3) 定額 (4) 10/10</p>														
<p>補助金の額</p>	<p>予算の範囲内で、(1)～(4)の事業区分ごとに次により算出した額を合算した額とする。</p> <p>1 (1)～(3)までの経費は訪問介護員または代替職員ごとに、(4)の経費は①、②の区分ごとに補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額（1,000円未満切り捨て）の合計額とする。</p> <p>【補助基準額】</p> <p>(1)の経費 訪問介護員1人につき220千円 (2)の経費 訪問介護員1人につき100千円 (3)の経費 ア 直接雇用の場合</p> <table border="1" data-bbox="710 1249 1305 1541"> <thead> <tr> <th>代替職員の雇用期間</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月</td> <td>1,250千円</td> </tr> <tr> <td>5ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>1,041千円</td> </tr> <tr> <td>4ヶ月以上5ヶ月未満</td> <td>833千円</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>625千円</td> </tr> <tr> <td>2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>416千円</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>208千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 当初雇用していた者が離職した後、新たに代わりの者を雇用した場合は、それぞれの雇用期間を通算した期間を雇用期間とする。</p> <p>イ 派遣職員の場合 派遣職員の勤務日数に10千円乗じて得た補助基準額と、法人が負担する補助対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に補助率を乗じて得た額。ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(4)の経費 ① 経営改善の専門家の活用の場合 1事業所あたり400千円 ② 介護人材・利用者確保のための広報の場合 1事業所あたり300千円</p>	代替職員の雇用期間	補助基準額	6ヶ月	1,250千円	5ヶ月以上6ヶ月未満	1,041千円	4ヶ月以上5ヶ月未満	833千円	3ヶ月以上4ヶ月未満	625千円	2ヶ月以上3ヶ月未満	416千円	1ヶ月以上2ヶ月未満	208千円
代替職員の雇用期間	補助基準額														
6ヶ月	1,250千円														
5ヶ月以上6ヶ月未満	1,041千円														
4ヶ月以上5ヶ月未満	833千円														
3ヶ月以上4ヶ月未満	625千円														
2ヶ月以上3ヶ月未満	416千円														
1ヶ月以上2ヶ月未満	208千円														

適用除外する条項	第19条
その他の事項	

別に定める事項

関係条項	内容
第3条	<p>(添付書類)</p> <p>訪問介護人材等確保対策事業所要額調書（別紙1）</p> <p>現任職員研修及び代替職員配置計画書（別紙2-1）</p> <p>経営改善実施計画書（別紙2-2）</p> <p>(指定期日)</p> <p>別に定める日</p>
第7条第1項	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>補助金額に増額が生じない経費の変更</p> <p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部の変更を行う場合</p> <p>(添付書類)</p> <p>第3条に準じる。</p> <p>(指定期日)</p> <p>必要の生じた日から20日以内。 ただし、当該年度3月31日を限度とする。</p>
第9条第1項	(報告事項等)
第11条	<p>(添付書類)</p> <p>訪問介護人材等確保対策事業精算調書（別紙1）</p> <p>現任職員研修及び代替職員配置報告書（別紙3-1）</p> <p>経営改善報告書（別紙3-2）</p> <p>(指定期日)</p> <p>事業完了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日</p>
第19条第1項	(処分制限期間)